

ドイツにおける中等学校制度改革に伴う 教育評価の機能変容

卜部 匡司

The functional transformation of educational evaluation in Germany through secondary school reform

Masashi URABE

This paper describes a restructuring of the educational evaluation system and its functional transformation in Germany. The secondary school system in Germany has traditionally consisted of three school forms (*Hauptschule* until 9th grade, *Realschule* until 10th grade, and *Gymnasium* until 12th or 13th grade), which have been understood as a three-tier system. This traditional school system has recently been reorganized into a two-tier system, which consists of the traditional *Gymnasium* and the other secondary schools (i.e., *Oberschule*, *Stadtteilschule*, *Gesamtschule*, *Gemeinschaftsschule* etc.). The educational evaluation system apparently still remains as a three-tier system because it lets the students get three different traditional certificates depending on the school graduation periods (*Berufsreife*, *Mittlere Reife* and *Hochschulreife*). The *Berufsreife* certifies the fulfillment of compulsory education, while the *Mittlere Reife* leads to skilled worker careers. The *Hochschulreife* allows students to proceed to get academic degrees at university. With the reform of the secondary education system, however, the evaluation system has been restructured to expand the connection routes within the secondary school forms, which allow students to pursue the university entrance certification (*Hochschulreife*). Observing this restructuring from the perspective of social systems theory, the reform of educational evaluation system can be described as a functional transformation from judgement (sorting at the junction) to guidance (guiding the way to the destination).

はじめに

- I. 中等学校制度改革
- II. 教育評価制度の再編

はじめに

本稿の目的は、これまでのドイツに典型的であった三分岐型の中等学校制度が二分岐型の制度へと改革される中で、その基盤となる教育評価制度がどのように再編されようとしているのか、またその再編により従来の教育評価の機能がどのように変容しているのかについて、近年の動向を踏まえて考察することである。

ドイツでは伝統的に、初等段階の基礎学校

III. 教育評価の機能変容

おわりに

(*Grundschule*: 第1～4または6学年)を修了すると¹、生徒たちは、基幹学校(*Hauptschule*: 第5または7～9学年)、実科学校(*Realschule*: 第5または7～10学年)、ギムナジウム(*Gymnasium*: 第5または7～12または13学年)からなる三種の中等学校のうち、いずれかの学校種に振り分けられた。その後、中等段階の各段階を修了することにそれぞれ修了資格が与えられ、ギムナジウムからは大学進学へ、実科学校からは高度の専門職業養成コースへ、基幹学校からは職業訓練コースへと、それぞれの修了資格によって次のキャリア選

択がほぼ決定づけられた。

ところが2000年以降の学校制度改革により、ドイツ各州で新種の中等学校（例えば、通常学校、市区学校、高等学校、共同体学校など）が設置されるとともに、これまでよりも柔軟な進路選択が可能となり、いまやギムナジウムでない中等学校からも大学への進学ができるようになってきている。こうした流れの中で、ドイツの中等学校制度は次第に、ギムナジウム系と非ギムナジウム系という二分岐型の中等学校制度へと収斂しつつある（Caruso/Ressler 2013; 前原 2013: 343）。

これまでのドイツ教育評価制度に関する研究では、とりわけ通信簿（Schulzeugnis）を軸にその成立展開過程が解明されてきた（卜部 2009）。その延長として、さらに教育評価制度の展開過程に関する研究が進められているが、とりわけ近年では、三分岐型から二分岐型へ向けた学校制度改革に伴ってドイツの中等学校制度がどのように再編されつつあるのか（卜部 2012）、また学校制度再編とともに教育評価制度はどのように変革しつつあるのかについて、次々と進行する改革を追いかけながらの考察が続いている（卜部 2016）。

こうした文脈の中で、本研究は、中等学校制度の再編に伴う教育評価制度の再編ならびに教育評価の機能変容について、社会システム論を手がかりとした機能的記述（Luhmann 1970）を試みるものである。本稿では、まず中等学校制度の改革状況について概観し、ドイツの中等学校制度が三分岐型から二分岐型へと再編されつつあることを確認する。次に、教育評価制度の再編、特にその接続ルートの再編によって、ドイツではこれまでよりも高次の修了資格の取得が奨励され、いまやすべての中等学校から大学入学資格への接続が可能となっていることを詳述する。さらに、教育評価の機能について、これらの制度再編を通して、とりわけ評価報告機能、時間調整機能、資格認定機能に注目し、これらの機能がどう変化しているのかを記述する。そして最後に、教育評価制度の再編を「分岐点での振り分け」から「目的地までの道案内」への機能変容として総括する。

I. 中等学校制度改革

まずドイツにおける中等学校の改革状況につい

て概観する。ドイツでは歴史的に、修了資格制度の整備に伴う教育評価制度を基軸として学校制度が発達してきた（卜部 2009: 175-181）。それゆえ伝統的に、中等学校とその各修了段階で取得できる資格がほぼ対応していた。

1. 三分岐型学校制度の伝統

ドイツの学校制度では、第9学年の修了者に対して、まずは就学義務の履行証明としての「就職資格（Berufsreife）」が与えられる。この「就職資格」は、日常的には「基幹学校修了資格（Hauptschulabschluss）」と呼ばれている。そして、第10学年を修了した生徒には「中級修了資格（Mittlere Reife）」が与えられる。通常は「実科学学校修了資格（Realschulabschluss）」として認知されているものである。さらに、ギムナジウムの第12または13学年次に「アビトゥア（Abitur）」試験に合格した生徒には「大学入学資格（Hochschulreife）」が与えられる（卜部 2009: 131-132）²。これまでの学校制度では、原則として基幹学校（Hauptschule）では「就職資格」まで、10年制の実科学学校（Realschule）では「中級修了資格」までの取得に、それぞれ限定されてきた。すなわち「大学入学資格」までの付与権限は、ギムナジウム（Gymnasium）が独占していたわけである。

こうした状況の中で、ドイツではすべての児童が、基礎学校（第1～4または6学年）を修了すると、ギムナジウム（第5または7～12または13学年）、実科学学校（第5または7～10学年）あるいは基幹学校（第5または7～9学年）の中から、次の進学先をひとつ選択することになっていた。どの学校種を選択するかは、主に成績評価の結果（通信簿）に基づいて基礎学校（Grundschule）から勧告書（Empfehlung）が出され、それをもとに判断される（坂野 2016: 47）。また、これら中等学校への進学後も、各学校種での成績が進級基準に満たない場合、まずは落第（原級留置）の措置が採られ、さらに改善が見込めない場合は、ギムナジウムから実科学学校へ、実科学学校から基幹学校へ、それぞれ低次の学校種への転籍（下方転籍）を迫られる。こうして三種の中等学校への振り分けが完了し、またいったん下方への転籍となれば、その後の上方への転籍（リベンジ）は、事実上ほぼ不可能であった。

ドイツの学校制度が伝統的に三分岐型の学校制度として特徴づけられてきたのは、生徒たちが、それぞれ三種の異なる修了資格の取得を目指す中で、教育評価制度を通して（つまり学業成績に応じて）それぞれ三種の中等学校に振り分けられてきたからである。この状況は、その後これら三つの学校種を包括する総合制学校（Gesamtschule）が創設されても、学業成績に応じて三種の修了資格に振り分けられるという意味では三分岐型に大きな変化は見られなかった（坂野 2017: 87）。

2. 三分岐型から二分岐型へ

ところが、PISA 調査の結果（PISA ショック）ならびに全国的な少子化や旧東ドイツでの人口の急減、さらには都市部での進学熱の加熱などの影響を受けて、2000 年以降のドイツでは、中等学校制度の大幅な再編が進められている（坂野 2017: 85-94; Ridderbusch 2019: 110-112）。しかも文化高権（Kulturhoheit）を採用するドイツでは、教育政策が各州の専権事項であることから、中等

学校制度の再編過程やその進捗度も、州ごとにさまざまであり、もはやドイツ全国レベルでの全体像や共通項を見出すことは極めて困難な状況にある（卜部 2016: 131）。こうした状況の中で、リダブッシュ（Ridderbusch）は、近年の改革動向を図 1 のようにまとめている（Ridderbusch 2019: 112）。

まず、中等学校の再編は、例えば、メクレンブルク・フォアポンメルン州の地域学校（Regionale Schule）、ブランデンブルク州の高等学校（Oberschule）、ラインラント・プファルツ州の新制実科学校（Realschule Plus）などに見られるように、基幹学校（Hauptschule）を廃止し、それを実科学校（Realschule）と連結または統合させることから始まった（卜部 2011b）。さらに、シュレーズヴィヒ・ホルシュタイン州の地域・共同体学校（Regional- und Gemeinschaftsschule）、ハンブルク市の市区学校（Stadtteilschule）、ブレーメン市の高等学校（Oberschule）、ベルリン市の統合型中等学校（Integrierter Sekundarschule）など、

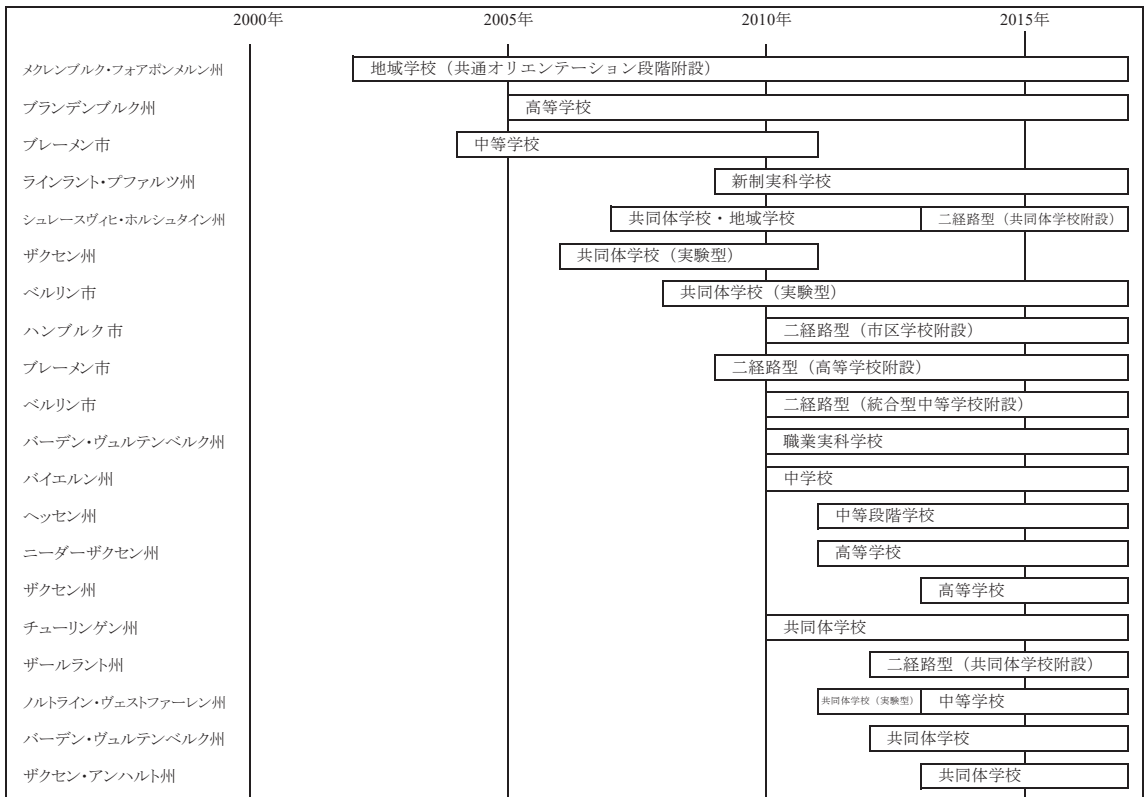


図 1：2001 年以降の改革の道筋に基づく各州の中等学校改革

中等学校制度そのものを、ギムナジウムと並行してそれとは異なる課程でも大学入学資格を取得できるという意味での「二経路モデル (Zwei-Wege-Modell)」に再編する動きが見られるようになった (Hurrelmann 2013)。

他方、ヘッセン州の中等段階学校 (Mittelstufenschule)、ニーダーザクセン州およびザクセン州の高等学校 (Oberschule) のように、基幹学校を実科学校へ連結または結合し、そこにさらに限定的にギムナジウム課程を設置するタイプの中等学校も見られるようになった。そのうえ、チューリンゲン州やバーデン・ヴェルテンベルク州、ザクセン・アンハルト州のように、三分岐すべての課程を統合するだけでなく基礎学校からギムナジウム修了までの接続を可能にする共同体学校 (Gemeinschaftsschule) も設置されるようになった。なお、州によっては、こうした共同体学校と「二経路モデル」を併用する事例 (ザールラント州) もあれば、共同体学校と中等学校 (Sekundarschule) を併設する事例 (ノルトライン・ヴェストファーレン州) も見られる。

逆に、これらの改革の動きとは異なり、これまでの基幹学校を中学校 (Mittelschule) として存続させ、依然として旧来の三分岐型を維持しているように見えるバイエルン州 (およびバーデン・ヴェルテンベルク州の一部) のような事例も見られる (栗原 2015)。

いずれにせよ、いまやドイツのほとんどの州において中等学校制度の再編が進んだ結果、これまで大学入学資格の付与権限を独占してきたギムナジウムと並行して、それとは異なる非ギムナジウム系の中等学校にも大学入学資格の付与権限が与えられるようになってきている。すなわち、従来のギムナジウムは残しつつも、それ以外の中等学校でも大学入学資格が取得できるよう、ギムナジウム系と非ギムナジウム系の二系統へ向けた制度再編という意味で、ドイツの中等学校制度は、従来の三分岐型から二分岐型へと再編されようとしているのである。

II. 教育評価制度の再編

ドイツの中等学校制度が三分岐型から二分岐型へと再編され、その後の学校制度改革の進展とと

もに、もはや中等学校制度と修了認定資格が必ずしも対応しなくなっている (坂野 2016: 54)。こうした中で、これまで生徒たちをそれぞれ三種の異なる修了資格に振り分けてきた教育評価制度は、どのように再編されようとしているのだろうか。

これまでの先行研究は、ドイツでは中等学校制度が三分岐型から二分岐型へと再編される一方で、教育評価制度は三分岐型を維持していることを明らかにしているが (卜部 2016: 135)、現在でもその見解は妥当なものであると言える。すなわち、中等学校制度が三分岐型から二分岐型へ再編されても、教育評価制度は依然として基本的に三分岐型を堅持していると考えられるのである。というのは、従来からの修了資格である第9学年修了時の「就職資格」、第10学年修了時の「中級修了資格」ならびに第12または13学年修了時の「大学入学資格」という伝統そのものには変化が見られない。したがって、中等学校制度が三分岐型から二分岐型へと再編されても、生徒たちが (その割合の増減は別として) 学校教育を受ける過程の中でこれら三種の修了資格に振り分けられることには変わらないからである。このことは、リダブッシュ (Ridderbusch 2019: 109) が示した経年変化の図2からも明らかである³。つまり、教育評価制度を軸にみれば、ドイツの学校制度は依然として三分岐型であると解釈できるのである。

1. 教育評価制度の基本構造

ドイツの教育評価制度を観察するとき、特に注意すべきことは、わが国とドイツの教育評価制度そのものの大きな違いである。わが国では、学期ごとに学校から発行される通信簿には法的根拠がなく、指導要録 (成績記録の公式原簿) についても、本人ですらその中身を直接閲覧することはない。むしろ、わが国の生徒たちは、入試が近づくにつれてその多くが塾に通い始め、また受験産業の実施する全国統一模擬試験の結果から判定される合格可能性をもとに、入試に向けて次の学習を進めていくという実態がある。

他方、ドイツでは、半期ごとの成績評価によって生徒の学校での学習状況が総括され、その結果がそれぞれ通信簿 (Schulzeugnis) に集約される。このとき、学業成績は6段階 (1 = 秀、2 = 優、3

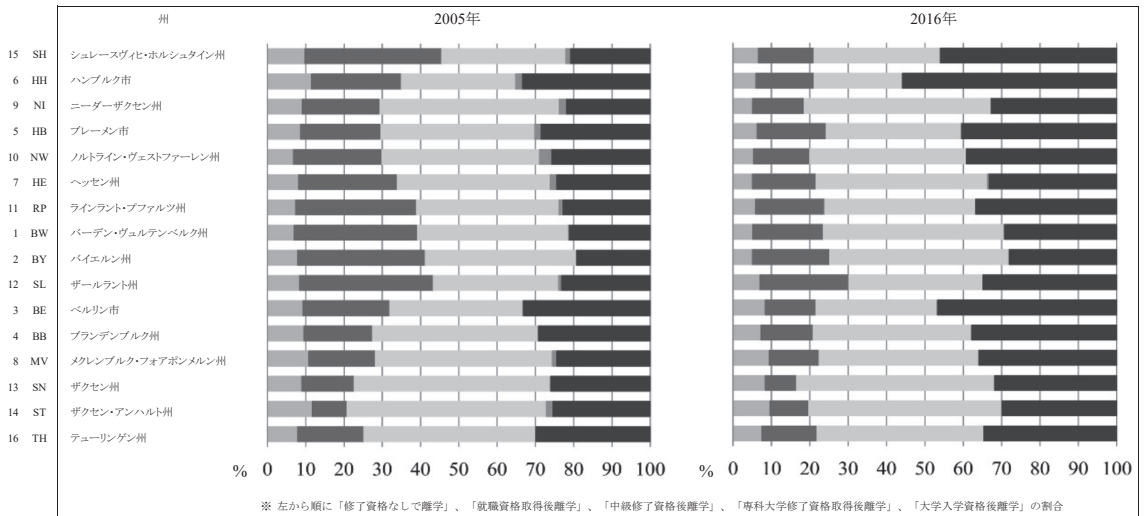


図2：普通教育学校からの離学者の割合（2005年および2016年）

=良、4 = 可、5 = 不可、6 = 不十分) で評価され、成績がよいほど評点の数値が小さくなる（ト部 2009: 132-133）。そして、6段階のうち「5」または「6」の評点がつくと、その教科は「不合格」の判定となり、落第（原級留置）させるかどうかの検討が行われる。すなわちドイツでは、学校での日頃の学習状況の評価が次の進路選択に直結するわけである。

その背景には、日独両国の制度上の根本的な違いがある。それは、わが国の入学試験制度が「合否判定型」の選抜試験であるのに対して、ドイツの修了資格制度は「資格取得型」の認定試験となっていることである。その結果、わが国では「入口での志願者間の得点差」による「合否判定」が重要となり、したがって「入試での合格」が学習の最重要目標となる。これに対して、ドイツでは「出口での各個人の到達度」による「資格認定」が重要となり、したがって各段階での「修了資格の取得」が学習の最重要課題となる。しかも、修了資格の取得が次の進路への選択権（接続）の獲得になることから、資格基準を満たして資格さえ取得してしまえば、個人の事情に合わせてその選択権をいつ行使するかについては本人が柔軟に決められる。例えば、大学入学資格を取得すれば、ドイツでは原則としてどの大学にも入学することができ、入学後の転学や転学部も、また Semester ごとの在学や休学の時期的な選択も本人が柔軟に決められる。さらに言えば、ギムナジウムなどの中

等学校を修了した直後に必ずしも大学に入学する必要はなく、大学入学資格さえ持っていれば、自分の都合でどの年齢でも入学時期を選択することができる。

2. 教育評価制度の改革による普通教育への包摂

ドイツの教育評価制度が三分岐型を堅持している一方で、制度的な変化がまったくなかったのかと言えばそうではない。教育評価制度は、三分岐型の基本構造を残しながらも制度の弾力化による接続ルート拡大、それに伴う普通教育 (Allgemeinbildung) への包摂 (Inklusion) が進んでいる。いわゆる複線型制度内での「透過性 (Durchlässigkeit)」の拡大である (Banscherus et al 2016)。

(1) 中等学校進学時の移行プロセスの弾力化

教育評価制度の改革では、まず初等教育段階から中等教育段階への移行時において、州ごとに選別プロセスの制度的な多様化が進んでいる（ト部 2016: 136-139）。

ドイツでは、初等段階から中等段階へ移行するとき、どの学校種への進学が望ましいのかについて、基礎学校から勧告書が出される。その勧告書は、これまでは基本的に通信簿の評点 (Zeugnisnoten) に基づいて出されていたが、制度改革に伴って今日では、①通信簿の評点 (成績評価) に基づくものか、②拘束力のある勧告か、③

勧告よりも保護者の意思に基づく進路決定か、④統一入試に基づく進路決定か、あるいは、⑤試用措置（体験授業）による進路決定か、各州によってさまざまである（表1参照）。

まず、ドイツ各16州のうち半数以上の州（ブレーメン州、ハンブルク市、ヘッセン州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ニーダーザクセン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ラインラント・プファルツ州、ザクセン・アンハルト州、シュレーズヴィヒ・ホルシュタイン州）が、通信簿の評定平均基準だけでなく、成績の現況や改善度あるいは学習態度といった多くの要因に基づいて、保護者の意思を尊重しながら進学先の推薦を行っている（が、メクレンブルク・フォアポンメルン州では、第5～6学年をオリエンテーション段階としたうえで、さらにギムナジウム進学直後の半期は試用期間として位置づけられている）。

これら以外の州でも、通信簿の評点平均基準によって勧告が出されるものの最終的には保護者の意思決定でギムナジウムへの進学を決める州（バーデン・ヴェルテンベルク州、ベルリン市、ザールラント州、ザクセン州）もある（が、ザクセン州に限り、基礎学校による勧告書がない場合は筆記試験を受験することになっている）。

他方、通信簿の評点平均基準をもとに、保護者の意思よりも基礎学校からの拘束力のある勧告によってギムナジウムへの進学が認められる州（バイエルン州、ブランデンブルク州、チューリンゲン州）でも、拘束力のある勧告に不服があれば、試用措置（数日間の体験授業）を申請し、その状況に基づいてギムナジウムへの進学が認められるようになっている。

表1：基礎学校から前期中等教育段階への進学に関する規定⁴

州	中等段階への移行	ギムナジウムへの進学勧告のための評点平均基準	保護者の意思決定	ギムナジウムへの入学試験	ギムナジウムでの体験入学期間
バーデン・ヴェルテンベルク州	第4学年修了後	ドイツ語、数学の評点平均で2.5以下	あり	なし	なし
バイエルン州	第4学年修了後	ドイツ語、数学、郷土・事実教授の評点平均で2.33以下	なし	勧告書なしの場合 3日間の体験入学	なし
ベルリン市	第6学年修了後	2.2(良好な診断の場合は2.7まで)： ドイツ語、数学、第一外国語、理科と社会は2倍計算	あり	なし	あり
ブランデンブルク州	第6学年修了後	数学、ドイツ語、第一外国語の評点の合計が7以下	なし	勧告書なしの場合 2日間の体験入学	なし
ブレーメン市 ハンブルク市 ヘッセン州 ニーダーザクセン州 ノルトライン・ヴェストファーレン州 ラインラント・プファルツ州 ザクセン・アンハルト州 シュレーズヴィヒ・ホルシュタイン州	第4学年修了後	なし：多くの要因で判断 (特に成績状況、成績の伸び、学習態度)	あり	なし	なし
メクレンブルク・フォアポンメルン州	第6学年修了後 (第4学年修了後 2年間のオリエンテーション段階)	なし：多くの要因で判断 (特に成績状況、成績の伸び、学習態度)	あり	なし	あり (移行後の半年間)
ザクセン州	第4学年修了後	数学、ドイツ語、事実教授の評点平均で2.0以下	あり	勧告書なしの場合 筆記試験	なし
チューリンゲン州	第4学年修了後	数学、ドイツ語、事実教授の評点平均で2.0以下	なし	勧告書なしの場合 3日間の体験入学	なし

出典：KMK2020より筆者作成

(2) 大学入学資格の取得に向けた接続ルートの再編

次に、教育評価制度がその三分岐型の基本構造を堅持する一方で、その変容は、接続ルートの再編として確認できる。ここで特に注目すべきは、就学期間の弾力化によって、より多くの生徒たちを普通教育から排除せず包摂しようとしている点である。

ドイツ各州の学校教育に関連する法規定をもとに整理したところ⁵、まずはすべての学校種において生徒たちに「就職資格」だけでなく「中級修了資格」の取得が可能となっていることが指摘できる（表2参照）。「就職資格」については、第9学年のうちにそれが取得できない場合、それ以降の学年でも取得できるようにしている州もある（例えば、バーデン・ヴュルテンベルク州、バイエルン州、ベルリン市、ヘッセン州、ニーダーザクセン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州など）。すなわち、相対的に学習の遅い生徒たちでもさらに時間をかければ、少なくとも最低限の修了資格の取得は可能になっているということである。

次に、すべての学校種において、そこから「大学入学資格」を取得できるルートが確保されていることである。これは、第11学年以降の課程（いわゆるギムナジウム上級段階）を設置していない中等学校であってもそうであり、「中級修了資格」取得時の評点あるいは統一試験の結果などがある一定の基準を満たしていれば、本人の希望によりギムナジウム課程に進学または編入できるようになっている。しかも、ギムナジウムでの「大学入学資格」は、第12学年（いわゆるG8）または第13学年（いわゆるG9）での取得が可能となっているの対して、非ギムナジウム系の中等学校（例えば、共同体学校、総合制学校、高等学校など）では、そのほとんどがギムナジウムよりも1年長い第13学年で「大学入学資格」を取得するようになっている。時間をかければ学力の向上が見込まれる生徒たちに配慮した制度再編は、ここにも見られるのである。

さらに、すべての学校種において、落第（原級留置）制度が保持されている一方で、とりわけ都市州（ベルリン市、ブレーメン市、ハンブルク市）および諸州の総合制学校を中心に、前期中等教育段階（第9または10学年、一部では第11学年）

までは落第なく進級させるようになっている。ただし、落第制度が緩和されているとしても、依然としてドイツのすべての学校種において落第制度が存続しているということは、ドイツの教育評価が基準のもとでの厳密な判定評価であるという点は変わっていないということである。

(3) 初等教育段階への影響：通信簿から学習開発面談へ

中等教育段階での教育評価制度の再編に伴い、初等教育段階の基礎学校での教育評価にもその影響が見られる。例えば、第1～2学年では、ほとんどの州で学年によるクラス分けの廃止（混合クラス化）が進んでおり、就学直後の2年間で少しずつ学校生活に馴染んでいくような措置が採られている（坂野 2017: 59）。

また、基礎学校の低学年を中心に、教育評価が、従来のような成績評価（評点または所見）を示した通信簿から、教師と児童およびその保護者からなる学習開発面談（Lernentwicklungsgespräch）へと変容しつつある（Bonanati 2017）。学習開発面談では、学期末に児童と保護者が学校に出向き、児童の学習状況や発達段階について、項目ごとに教師と児童が相互の対話によって振り返り、その対話の様子を保護者が見守りながら保護者自身も子どもの成長を確認している。

こうした学習開発面談の導入に伴って、これまで通信簿の判定（当学期の学習の出来不出来がどうだったか）に焦点化されてきた教育評価が、学習状況の診断（当学期の学習でどこがどう伸び、あるいは伸び悩んでいるかを振り返り、さらに今後どこをどう伸ばせばよいのかを展望するような評価）へと変わりつつある。

3. 接続ルートの再編：鉄道のアナロジー

こうした教育評価制度の再編状況は、鉄道システムに喩えて説明するとよりよく理解することができる。すなわち、線路（学校制度）と路線（資格課程）と終着駅（修了資格取得）のアナロジーである（Urabe 2016: 51-53）。

まず便宜的に、路線（資格課程）を「1号線（終着駅：大学入学資格取得）」、「2号線（終着駅：中級修了資格取得）」、「3号線（終着駅：就職資格取得）」と名づけるとする。これまでの三分岐

表2：各州の中等学校における各修了資格とその取得学年および落第制度の概要

州	中等学校種(設置学年)	第9学年	第10学年	第12学年	第13学年	落第制度
バーデン・ヴュルテンベルク州	ギムナジウム(5~12)	就職資格	中級修了資格	大学入学資格		あり
	共同体学校(5~13)	就職資格	中級修了資格 就職資格		大学入学資格	あり
	実科学校(5~10)	就職資格	中級修了資格			あり
	工場実科学校/基幹学校(5~9/10)	就職資格	中級修了資格 就職資格			あり
バイエルン州	ギムナジウム(5~13)	就職資格	中級修了資格	大学入学資格		あり
	実科学校(5~9/10)	就職資格	中級修了資格			あり
	中学校(5~9/10)	就職資格	中級修了資格			あり
ベルリン市	ギムナジウム(7~12)	就職資格	中級修了資格	大学入学資格		あり
	共同体学校(1~13)	就職資格	中級修了資格		大学入学資格	第10学年以降あり
	統合的中等学校(7~13)	就職資格	中級修了資格 就職資格		大学入学資格	第10学年以降あり
ブランデンブルク州	ギムナジウム(7~12)	就職資格	中級修了資格	大学入学資格		あり
	総合制学校(7~12)	就職資格	中級修了資格		大学入学資格	あり
	高等学校(7~10)	就職資格	中級修了資格			あり
ブレーメン市	ギムナジウム(5~12)	就職資格	中級修了資格	大学入学資格		第10学年以降あり
	高等学校(5~12/13)	就職資格	中級修了資格	大学入学資格	大学入学資格	第11学年以降あり
ハンブルク市	ギムナジウム(5~12)	就職資格	中級修了資格	大学入学資格		第10学年以降あり
	市区学校(5~13)	就職資格	中級修了資格		大学入学資格	第10学年以降あり
ヘッセン州	ギムナジウム(5~12)	就職資格	中級修了資格	大学入学資格		あり
	総合制学校(5~13)	就職資格	中級修了資格 就職資格		大学入学資格	第9学年以降あり
	中級学校(5~10)	就職資格	中級修了資格 就職資格			あり
	実科学校(5~10)	就職資格	中級修了資格 就職資格			あり
	基幹学校(5~9/10)	就職資格	中級修了資格			あり
メクレンブルク・フォアポンメルン州	ギムナジウム(5~12)	就職資格	中級修了資格	大学入学資格		あり
	総合制学校(5~12)	就職資格	中級修了資格	大学入学資格		第10学年以降あり
	地域学校(5~10)	就職資格	中級修了資格			あり
ニーダーザクセン州	ギムナジウム(5~12/13)	就職資格	中級修了資格	大学入学資格	大学入学資格	あり
	総合制学校(5~12/13)	就職資格	中級修了資格 就職資格		大学入学資格	第10学年以降あり
	高等学校(5~10)	就職資格	中級修了資格 就職資格			あり
	実科学校(5~10)	就職資格	中級修了資格 就職資格			あり
	基幹学校(5~9/10)	就職資格	中級修了資格 就職資格			あり
ノルトライン・ヴェストファーレン州	ギムナジウム(5~12/13)	就職資格	中級修了資格 就職資格	大学入学資格	大学入学資格	あり
	総合制学校(5~13)	就職資格	中級修了資格 就職資格	大学入学資格	大学入学資格	第10学年以降あり
	中等学校(5~10)	就職資格	中級修了資格 就職資格			あり
	実科学校(5~10)	就職資格	中級修了資格 就職資格			あり
	基幹学校(5~9/10)	就職資格	中級修了資格 就職資格			あり
ラインラント・プファルツ州	ギムナジウム(5~12/13)	就職資格	中級修了資格	大学入学資格	大学入学資格	あり
	総合制学校(5~10)	就職資格	中級修了資格	大学入学資格	大学入学資格	第10学年以降あり
	新制実科学校(5~10)	就職資格	中級修了資格			あり
ザールラント州	ギムナジウム(5~12/13)	就職資格	中級修了資格	大学入学資格		あり
	共同体学校(5~13)	就職資格	中級修了資格	大学入学資格	大学入学資格	第9学年以降あり
ザクセン州	ギムナジウム(5~12)	就職資格	中級修了資格	大学入学資格		あり
	高等学校(5~10)	就職資格	中級修了資格			あり
ザクセン・アンハルト州	ギムナジウム(5~12)	就職資格	中級修了資格	大学入学資格		あり
	共同体学校(5~13)	就職資格	中級修了資格	大学入学資格	大学入学資格	あり
	総合制学校(5~13)	就職資格	中級修了資格	大学入学資格	大学入学資格	あり
	中等学校(5~13)	就職資格	中級修了資格			あり
シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州	ギムナジウム(5~12/13)	就職資格	中級修了資格	大学入学資格	大学入学資格	あり
	共同体学校(5~13)	就職資格	中級修了資格		大学入学資格	あり
	ギムナジウム(5~12/13)	就職資格	中級修了資格	大学入学資格		あり
テューリンゲン州	共同体学校(1~13)	就職資格	中級修了資格		大学入学資格	第9学年以降あり
	総合制学校(5~13)	就職資格	中級修了資格		大学入学資格	あり
	通常学校(5~10)	就職資格	中級修了資格			あり

型では、「1号線」から「3号線」までの各路線（資格課程）が、別々の線路（学校制度）の上を走行し、路線の乗り換えは一方方向（1号線から2号線へ、2号線から3号線へ）のみであった。走行中の車内でも定期的に検札（評点確認）が行われ、それによりどの終着駅で降車（職業訓練へ移行）すべきかが判断された。そして最終的に、各終着駅の改札（評点確認または修了試験）でチェックを受けて、合格すれば出口へ（資格取得）となる。

それが二分岐型への制度改革により、まず「2号線」と「3号線」とで同じ線路（新種の中等学校）を共用（または路線統合）するようになり、州によっては「2号線」を「1号線」に接続することで（高等学校）、これまで不可能であった路線の乗り換え（接続）が可能となった。また州によっては「2号線」の一部の終着駅を「1号線」の終着駅（大学入学資格）と同じにすることで「1号線」と「2号線」の複線構造（二経路型）とし、あるいはこれらの路線の同一線路への相互乗り入れ（共同体学校）が実現することとなった。要するに、路線（資格課程）の同一線路（学校制度）への相互乗り入れ（接続ルートの拡大）によって、検札や改札を通過できれば（成績条件を満たせば）路線（資格課程）の乗り換え（進路変更）が可能となり、どの路線からも最遠の終着駅（大学入学資格）まで到達できるようになったのである。なお、当初から「中級修了資格」または「就職資格」の取得をそもそもの終着駅として想定する生徒たちは、これらの終着駅で普通教育を卒業し、職業訓練に移行することになる。

このように、相互乗り入れによる接続ルートの複雑化に伴い、従来からの検札や改札などの確認作業（成績判定）に加えて、乗車前あるいは乗車初期の段階でのルート案内（ガイダンス）が求められるようになってきている。こうした文脈で理解すれば、まさに基礎学校における学習開発面談の導入は、乗車初期段階でのルート案内の強化として解釈されうるであろうし、今後はさらに各修了段階で接続可能となる進路（接続ルート）についての情報提供（ガイダンス）がますます重要なものとなってくるであろう。

Ⅲ. 教育評価の機能変容

このように接続ルートの拡大として進められる教育評価制度の再編により、教育評価の機能はどのように変容しているのだろうか。その機能分析のための「メガネ」として、社会システム論（Luhmann 1984）を手がかりに教育評価の機能を記述してみる。なぜ教育評価の機能に注目するかと言えば、それはドイツの場合、教育評価が教育制度全体（いわゆる教育システム）の稼働軸として記述されるからである。すなわち、教育評価を通して教育システムと社会システム（他の機能システム）との接続と同時に、個人と教育システム（を取り巻く社会）との接続を実現しているからである（卜部 2009: 181-189）。

1. 教育評価の機能

まずは「メガネ」のほうの説明である。システム論では、教育評価の機能を、事實的、時間的および社会的次元において記述する（卜部 2009: 181-185）。

まず事實的次元において、教育評価は「評価報告機能」が軸となる。評価の規準と基準のもと、成績評価は「良／否」の区別とともに構成される。評点が典型的だが、成績評価は「良／否」の区別が相互に矛盾を孕みながらコミュニケーションを誘発する。つまり、成績のうち何が「よい」のか「よくない」のか、例えば、数学の評点「3」というのは「4」よりは「よい」が「2」よりは「よくない」といったように「良／否」の区別が、相互に矛盾を孕みながら構成される。そうした省察とともに、学習を通しての「よくない（否）」から「よい（良）」への具体的な改善策が想起されるのであれば、次の学習へ向けてさらに動機づけられることになるが、そうでなければ逆にやる気をなくしてしまうことになる。教育評価の持つ「ウォームアップ／クールダウン」機能は、このように構造的に記述できる。

次に時間的次元において、教育評価は「時間調整機能」が軸となる。教育評価によって学習の「終了」と「開始」が時間的に刻印されるとともに、評価結果が「過去／未来」の区別とともに構成される。つまり、教育評価によって一定かつ共通の

時間的区切りが制度的に刻印されるがゆえに、同期間での成績の「良／否」が時間的に総括され、自己の成績比較（以前／以後）が可能となり、また他者との成績比較の基点が構成される。時間的次元でも、教育評価は「過去（これまで）／未来（これから）」の区別による相互矛盾の中でコミュニケーションを誘発する。すなわち「過去／未来」の区別が、「過去を振り返り（後悔）」つつも「未来を展望する（希望）」という相互に矛盾を孕んだ時間認識を構成する。そうであるがゆえに、過去を反省しつつ未来の目標を定めることが可能となり、その未来の目標に向かう時間的リズムが制度的に調整される。

さらに社会的次元において、教育評価は「資格認定機能」が軸となる。特にドイツの場合、成績評価によって構成される「良／否」の区別が、資格認定に向けた「接続（進級）／切断（落第）」に変換され、それが次の進路への「接続／切断」の区別（選別）に連結する。すなわち、成績が「良」ければ「進級」して修了資格を獲得し、それが次の進学や就職へと「接続」する。逆に、成績が「よくない」場合は「落第」し、また修了資格の取得に失敗することで、その後の進学や就職の道が「断たれる」のである。このようなメカニズムのもと、教育評価によって学校教育の内側（進級／落第）ならびに学校とそれ以外の社会との「接続／切断」が調整される。こうした社会的な「接続／切断」の区別でもって教育評価の機能を可視化しようとしたとき、一般的にはそれが「選抜機能」として記述される。すなわち、教育評価を通して「接続／切断」という相互矛盾の区別のもとで社会での人員配置の調整を行うプロセスが「選抜」と呼ばれるわけである。

2. 教育評価の機能変容

システム論の「メガネ」をもとに教育評価制度の再編を観察すると、教育評価の機能変容は、次のように記述することができる。

まず、事實的次元における「評価報告機能」では、評点による厳密な成績評価を通して依然として「良／否」の区別によるコミュニケーションが誘発されていることに変わりはない。しかし、教育評価制度の再編において重要な点は、初等段階から中等段階への移行時に、各生徒の評点だけで

なく学習状況や学習態度も含めて総合的な見地から進学先の勧告が実施されるようになってきていることである。すなわち、「良／否」の区別で観察される生徒たちの学習成果は、例えば、数学の成績評価であっても、授業中の学習態度は「よい」が、計算スピードは遅いから「よくない」とか、あるいは計算が正確だから「よい」といったように、教育評価の事實的次元においては、評価の視点が内容的に多様化しつつあると解釈できる。

次に、時間的次元における「時間調整機能」では、学期制や学年制のもと、学習の「終了」と「開始」が刻印されることに変わりはない。したがって、教育評価によって一定かつ共通の時間的区切りが制度的に刻印されるとともに「過去／未来」の区別を通して評価の時間認識が構成されることも変わらない。その一方で、修了資格の取得までにかかる時間の弾力化が進んでいる点は重要である。就学期間が制度的に標準化されながらも、各生徒の能力や事情に応じて、就学期間を調整できるようになっている。そのことにより時間的次元では、将来の学習計画が柔軟に立てられるようになった今、「過去／未来」という相互矛盾の区別の中で誘発されるコミュニケーションが、「過去（これまで）」を振り返って（あのときこうしておけばよかったと）後悔するよりも、「未来（これから）」の就学期間を（修了資格の取得に向けて）どうやりくりするかのほうに意識が向きやすくなる。すなわち「未来を展望する」ために「過去を振り返る」といったように、評価が未来志向を誘発する（とともに学習を前向きにする）契機になりつつあると解釈できる。

さらに、社会的次元における「資格認定機能」では、成績評価による資格認定に基づく「接続（進級）／切断（落第）」のうち、これまで述べてきたように、特に「接続」の可能性を拡大させる方向で、教育評価制度の再編が進められている。ただし、そうであっても重要な点は、「接続／切断」のうち「切断」のほうも（特に落第制度を通して）維持されていることである。すなわち、評価を踏まえて成績が「よくない」ときは、落第することで次の学年への進級やその後の進学への道が「切断」されるのである。

これらを総括すれば、これまでの伝統的な三分岐型の中等学校制度では、教育評価制度を通して

標準的な就学期間内で、評点の「良／否」に基づいて、次の学年への「進級／落第」あるいはどの種の中等学校へ進学するかが決まり、それに伴う各修了資格の取得とともに次の進路への「接続／切断」が決まっていた。それが教育評価制度における接続ルートの再編により、中等学校における「接続／切断」のうち「接続」可能性が拡大されている。同時に、就学期間の弾力化とともに、「過去／未来」のうち各自で柔軟に「未来」への時間的展望を構成できるようになっている。それと並行して、評点の「良／否」に基づく評価判定の厳密さがやや後退し、評価の観点の多様化と次の学習課題の設定が重視されつつある。これらのことから、教育評価の機能は、いわゆる「分岐点での振り分け」から「目的地までの道案内」へと変容しつつあると言える。

おわりに

本稿での議論は、次のように要約できる。すなわちドイツでは、これまでの基幹学校、実科学校およびギムナジウムからなる三分岐型の中等学校制度が、ギムナジウムおよび非ギムナジウム系中等学校からなる二分岐型の制度へと再編されている。その一方で、教育評価制度は、依然として就職資格、中級修了資格および大学入学資格からなる三種の修了資格を堅持している。むしろ教育評価制度は、中等教育制度内での接続ルートを拡大する方向での再編が進められ、どの学校からでも大学入学資格の取得を目指すことができるようになってきている。こうした再編状況をシステム論の視点で観察すると、これまでは、厳密な成績評価による「良／否」が「進級／落第」に変換され、それがさらに基礎学校修了時の分岐点で各種の中等学校への振り分けに帰結していた。また時間的には「過去／未来」の区別のうち、評価結果という「過去」に焦点化された。さらに各段階の修了時の評価である「良／否」によって修了資格の「有／無」が決まり、それが次の進学や就職への「接続／切断」に変換された。それが教育評価制度の再編により、中等学校制度内での「接続／切断」の区別のうち「接続」が拡大されるとともに、就学期間が弾力化されることで、「過去／未来」の区別のうち「未来」をどうするかに関心が向くよ

うになっている。また学習成果をより具体的に評価することで、評点と比べても「良／否」の区別の適用対象が多様化し、その結果として評点による厳密な判定評価が相対的に後退している。その一方で、依然として「良／否」が「進学／落第」へと変換されることで、成績不良の場合の結果責任も本人に帰されると同時に、各学校種の学力水準も維持されている。むしろ教育評価制度がその三分岐型の基本構造を堅持しているがゆえに、柔軟な中等学校の接続ルートの編成が可能となっている。これらのことから、ドイツの教育評価制度は、その三分岐型の基本構造を堅持することで厳密な評価そのものは維持しつつも、その機能を、分岐点での振り分け（判定）から目的地までの道案内（ガイド）へと変容させていると解釈できる。

最後に、本研究の限界を指摘するとすれば、それは、本稿では中等学校制度のうち、普通教育（Allgemeinbildung）に限定して議論を進めてきたことである。したがって、中等学校制度のうち、専門高校（Fachoberschule）や専科大学（Fachhochschule）などにおける職業教育（Ausbildung）や継続教育（Fort- und Weiterbildung）、またそれに付随する「専門高校修了資格（Fachoberschulreife）」や「専科大学入学資格（Fachhochschulreife）」などの制度的な変容については本稿での考察対象とはしていない。したがって、今後の研究課題としたい。

注

1. ベルリン市およびブランデンブルク州の基礎学校が6年制である一方、その他の州の基礎学校は4年制である。
2. ギムナジウムの修学年限に差が見られるのは、それが伝統的には13年であったが、大学入学までの修学年限を国際標準に合わせて12年へと短縮し、また一部ではそれをさらなる改革で元の13年に戻す動きが見られたことによる。
3. 図2のカテゴリーのうち、「修了資格なしで離学」の場合はそもそも資格取得がなく、また「専科大学修了資格取得後離学」の場合は、普通教育というよりは職業教育との関連での資格取得となるため、普通教育においては「就職資格取得後離学」、「中級修了資格後離学」および「大学入学資格後離学」の三種に振り分けられるという解釈である。

4. Regelungen zum Übergang von der Grundschule zur Sekundarstufe I. In: Kuhn, Annette: Auf welche weiterführende Schule nach der Grundschule? Das Deutsche Schulportal, 28. Januar 2021. [https://deutsches-schulportal.de/content/uploads/2020/12/TabelleA4_Uebergang_Grundschule_Gymnasium.pdf] (2021年3月30日閲覧)
5. ドイツ全州の学校法 (Schulgesetz für Baden-Württemberg, Bayerisches Gesetz über das Erziehungs- und Unterrichtswesen, Schulgesetz für das Land Berlin, Gesetz über die Schulen im Land Brandenburg, Bremisches Schulgesetz, Hamburgisches Schulgesetz, Hessisches Schulgesetz, Schulgesetz für das Land Mecklenburg-Vorpommern, Das Niedersächsische Schulgesetz, Schulgesetz für das Land Nordrhein-Westfalen, Schulgesetz Rheinland-Pfalz, Gesetz Nr. 812 zur Ordnung des Schulwesens im Saarland, Sächsisches Schulgesetz, Schulgesetz des Landes Sachsen-Anhalt, Schleswig-Holsteinisches Schulgesetz, und Thüringer Schulgesetz) をもとに筆者作成。

Luhmann, Niklas (1970): Funktionale Methode und Systemtheorie. In: Luhmann, Niklas: Soziologische Aufklärung, Band 1. Köln/Opladen: Westdeutscher Verlag, S. 9-30.

前原健二 (2013) 「ドイツにおける中等学校制度再編の多様化の論理」『東京学芸大学紀要 (総合教育科学系Ⅱ) 64(2)』341-350 頁。

Ridderbusch, Jens (2019): Deutschland auf dem Weg zum zweigliedrigen Schulsystem: Transfer- und Lernprozesse in der Bildungspolitik. Wiesbaden: Springer.

坂野慎二 (2016) 「学校間接続と選抜に関する一考察 - ドイツの基礎学校と中等教育段階の事例を中心に」『論叢: 玉川大学教育学部紀要 (2015)』35-59 頁。

坂野慎二 (2017) 『統一ドイツ教育の多様性と質保証 - 日本への示唆』東信堂。

卜部匡司 (2009) 『ドイツにおける通信簿の歴史』溪水社。

卜部匡司 (2011a) 「新制実科学校への制度移行に伴う通信簿の変容」『徳山大学論叢 (73号)』51-59 頁。

卜部匡司 (2011b) 「ドイツにおけるハウプトシューレの廃止過程に関する一考察」『徳山大学総合研究所紀要 (第33号)』21-27 頁。

卜部匡司 (2012) 「ドイツにおける中等教育制度改革動向に関する一考察」『徳山大学論叢 (74号)』69-79 頁。

卜部匡司 (2016) 「三分岐型から二分岐型への中等学校制度再編に伴うドイツ教育評価制度の変容」広島市立大学国際学部『広島国際研究 (第22巻)』131-141 頁。

Urabe, Masashi (2016): Inklusion als Normalfall – japanische Anregungen. In: Lang-Wojtasik, Gregor/Katja Kansteiner, Katja/Stratmann, Jörg (Hrsg.): Gemeinschaftsschule als pädagogische und gesellschaftliche Herausforderung. Münster: Waxmann 2016, S. 45-55.

※本研究は、科学研究費補助金 (基盤研究 C) 「三分岐型から二分岐型への中等学校制度改革に伴うドイツ教育評価制度の再編と機能変容」(課題番号: 17K04568) (研究代表者: 卜部匡司) の研究成果の一部である。

参考文献

- Banscherus, Ulf/Bernhard, Nadine/Graf, Lukas (2016): Durchlässigkeit als mehrdimensionale Aufgabe: Bedingungen für flexible Bildungsübergänge. Berlin: Friedrich-Ebert-Stiftung.
- Bonanati, Marina (2017): Lernentwicklungsgespräche und Partizipation: Rekonstruktionen zur Gesprächspraxis zwischen Lehrpersonen, Grundschulern und Eltern. Wiesbaden: Springer.
- Caruso, Marcelo/Ressler, Patrick (2013): Zweigliedrigkeit: Strukturwandel des Schulsystems? Einführung in denThementeil. In: Zeitschrift für Pädagogik, Jg. 59, H. 4, S. 451-454.
- Hurrelmann, Klaus (2013): Das Schulsystem in Deutschland: Das „Zwei-Wege-Modell“ setzt sich durch. In: Zeitschrift für Pädagogik, Jg. 59, H. 4, S. 455-468.
- 栗原麗羅 (2015) 『『教育の公正』を目指したドイツの中等学校制度改革 - 三分岐型を保持するバイエルン州の改革事例に着目して』『上智大学教育学論集 (49)』59-74 頁。